

長浜市スポーツ推進委員会 会費に関する規程

(総則)

第1条 この長浜市スポーツ推進委員会会費に関する規程（以下「規程」という。）は、長浜市スポーツ推進委員会規約（平成18年5月12日施行、以下「規約」という。）第13条により、本会（規約第1条引用）会費について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は、委員が規約第2条の目的達成のために活動した場合、その支援として次の事項について支出するものとする。

- (1) 委員相互の連絡と情報交換を行ったとき。
- (2) 委員の資質の向上を図るための研修会に参加したとき。
- (3) 本会が主催する事業に出席したとき（半日を超える事業とする）。
- (4) その他理事会で認めたとき。

(会費の額)

第3条 この規程で定める会費の額は、年間委員一人あたり5,000円を納付するものとし、不足が生じたときは理事会にて追加徴収額を決める。

- 2 委嘱年の中途で委嘱された委員の会費は、理事会にて決める。

(支給の額)

第4条 第2条(1)から(3)に支給する額は、昼食代として一人1日1,000円までとする。また、宿泊を伴う研修会等に参加したときは、一人1泊3,000円を支給する。

- 2 (4)に支給する額は、理事会にて決定する。

(会計役員)

第5条 会費管理のために、次の会計役員を置く。

- | | |
|--------|----|
| (1) 会計 | 1名 |
| (2) 監事 | 1名 |

(会計役員を選出)

第6条 会計役員は、委嘱年度における第1回目の委員会にて選出する。

(会計役員の仕事)

第7条 会計は会費の会計事務を担当し、1年ごとに会計報告を委員会に報告する。

- 2 監事は会計を監査し、その内容を委員会に報告する。

(会費の清算)

第8条 委嘱年の最終年に会費を清算するものとし、その方法は理事会にて決める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(付 則)

この規程は、平成19年4月17日から施行する。

平成22年4月13日 一部改正

平成24年4月12日 一部改正